



シンポジウム

人質司法を

打破!

身体拘束のリアルと理想、
無罪推定なら不拘束でしょ!?

2022年12月3日(土)

13時00分から15時00分(開場:12時30分)

参加費無料 / 事前申込制

大阪弁護士会館 10階会場

オンライン(Zoom)

会場定員:100名/ オンライン定員:1000名



取調べで否認や黙秘を続ければ、逮捕・勾留による身体拘束が続く、被疑者は外部との接触を断られ、密室の中で取調べを受けることになる、起訴後も保釈が認められず、被告人は長期間身体拘束されることになる…このように、無罪推定の原則があるにも関わらず、否認や黙秘をしている限り、被疑者・被告人の身体拘束を続ける我が国の刑事司法の現実を批判する意味合いをもって、「人質司法」という言葉が使われてきました。

無罪の推定が及ぶ以上、有罪が確定するまでは自由が保障される、そんな当たり前からかけ離れた現状を打ち破るべく、「人質司法」打破を目標に掲げました。

「人質司法」打破に向けて、大阪弁護士会では平成30年度より、

毎年6月1日から8月31日までの間、勾留阻止(準抗告)強化運動を実施しており、また昨年度からは準抗告等報酬支払制度の導入もされました。

勾留阻止(準抗告)強化運動は、今年で5年目を迎えます。この5年間で見てきた勾留阻止(準抗告)強化運動の成果と、その課題を踏まえ、「人質司法」「身体拘束のリアル」を多くの人に知ってもらい、身体拘束制度が本来どうあるべきかを一緒に考えたいと思います。

冤罪被害に遭い、人質司法の恐ろしさを自ら実感した、冤罪当事者のSUN-DYUさんをお招きし、市民の皆様と一緒に「人質司法」の問題点を考えていきましょう。

1 冤罪事件の紹介

泉大津コンビニ窃盗事件の元被告人であるSUN-DYU氏、本件の弁護人を務めた辰巳創史弁護士(大阪弁護士会)より、「人質司法」のもたらす問題点について、実体験を踏まえてお話してもらいます。

2 「身体拘束制度」とは？

身体拘束制度についての基本的な知識、身体拘束に関する近年の動きについて、分かりやすく説明します。

3 パネルディスカッション

登壇者:川崎英明弁護士(大阪弁護士会・刑事訴訟法学者)、水谷恭史弁護士(大阪弁護士会)

「逮捕された人が解放されるのは怖い…」こんな思いを持つ方も居るかもしれません。

身体拘束制度の在り方を考えながら、素朴な疑問を解消していきます。

